

平成31年度 公益社団法人鳥取県観光連盟 事業計画

I 重点項目

1 個人・グループ対策の強化

団体旅行から個人旅行へと旅行の形態が大きく変化している。これまで当連盟は、バス旅行商品支援事業をはじめ、団体旅行誘致対策には相当の規模で取り組んできたが、個人・グループをターゲットとした中小規模の宿泊施設への誘客対策を強化する必要がある。

また、リアル店舗でのパッケージツアー購入から、旅行者自身が組み立てた旅程に必要な宿泊施設や交通手段をそれぞれインターネットで購入する方法へとシフトする購買行動の変容にも対応する必要がある。

《主な取組》

- ①観光PRイベントの開催・参画（個人・ファミリー等への直接のアプローチ）
- ②中小規模の宿泊施設での連泊プラン等を紹介する観光情報発信の強化
- ③個人・ファミリーを意識した特典つき観光パスポートの発行
- ④観光プロモーターによる個人・ファミリー対象の旅行商品造成の働き掛け 等

2 進化する交通ネットワークへの対応

県内では、平成31年夏に鳥取西道路が開通し、東西の移動時間が短縮される。

県外では、新名神高速道路の高槻JCT-神戸JCT（平成30年3月）、新四日市JCT-亀山西JCT（平成30年度内）の開通によって、それぞれ全国有数であった渋滞が大幅に緩和され、定時性が向上し京都以東からの時間距離が短縮される。また、平成32年度には、中国横断自動車道姫路鳥取線の播磨新宮-山崎JCTの開通が予定され、姫路・岡山からの時間距離が短縮される。

このような交通ネットワークの進化によって拡大する誘客圏へのアプローチを強めるとともに来県してからの県内移動時間の短縮による効率性・快適性の向上をアピールし、本県への誘客促進を図る。

また、智頭急行開業25周年を契機とした誘客対策、山陰DCのアフターキャンペーン等にも留意する。

《主な取組》

- ①名古屋市内等での観光情報説明会の開催
- ②観光プロモーターによる販売促進活動
- ③県と連携した「ツーリズムエキスポ2019大阪」への出展 等

3 教育旅行の受入体制の充実・誘致活動の展開（鳥取県補助事業）

教育旅行誘致コーディネーターを事務局本部に引き続き配置して、県内における農家民泊や体験メニュー等受入体制の充実に取り組む。

また、受入可能な規模を踏まえつつ、教育旅行の誘致活動を展開する。

《主な取組》

- ①教育旅行誘致コーディネーターによる受入体制の充実
- ②旅行会社等を対象とした情報説明会の開催、現地視察の招致 等

4 フィルムコミッション事業の強化（鳥取県委託事業）

ロケ隊の受入による入込客数の増加、作品の上映・放送による情報発信効果、ロケ地に採用されたことによる県民のふるさとへの愛着や地域づくりへの意識向上をめざして、フィルムコミッション事業を強化する。（当連盟の直接的な体制強化ではなく、地域全体の受入体制の強化に取り組むことについて、県と調整中）

5 消費税増税、予期せぬ自然災害等、環境の変化への適切な対応

5月の10連休後の旅行需要の伸び悩み、6月から翌2月までの米子コンベンションセンター多目的ホールの休館、夏までに予定されている鳥取西道路の開通、10月に実施される予定の消費税増税等、観光入込客数に影響するできごとに対して、県の施策展開と連動して必要な対策を講じる。

また、平成30年7月豪雨災害、松葉がに漁獲制限のような予期せぬ自然災害や風評被害に対して、迅速に対応する。

《主な取組》

- ①米子道利用者を対象とした特典付与による誘客対策
- ②OTAと連携した割引クーポンの発行
- ③緊急時観光振興対策措置事業

Ⅱ 事業計画

1 受地づくり推進事業 公益目的事業1

- (1) 観光魅力づくり事業 (継続) 2,100 (2,100)
- ア 開運八社巡り事業 1,000 (1,000)
縁起の良い名前を持つ神社八社と、今年の干支「亥」に因んだ所縁神社（赤猪岩神社）を合わせた、因幡伯耆國亥年開運八社巡りを、県内外にPRする。
・PR用リーフレット（2.5万部）、ポスター（50部）の作成 等
- イ 広域観光推進事業 1,100 (1,100)
岡山県等の隣県と連携して情報発信等に取り組み、本県への誘客を図る。
・両県ドライブマップの作成
・ホームページによる観光ルート紹介 等

- (2) 出会い ふたたび 鳥取の旅づくり事業 (継続) 10,532 (10,532)
- ア 体験プログラム情報発信事業【鳥取県補助事業】 3,532 (3,532)
体験を旅行の目的とする旅行者が増加する中、日本最大級のレジャー予約サイト内に本県のブランドページを開設し、本県の体験プログラムと観光情報を一体的に情報発信し、本県への誘客に結びつける。
また、昨年度に引き続き、SNSを活用し、ブランドページへの誘導を図る。
・委託先：アソビュー(株)
- イ 観光パスポート発行事業【鳥取県補助事業】 7,000 (7,000)
本県への誘客、県内宿泊、周遊、滞在、再訪に資するよう、特典つき観光パスポート「トリパス」を発行する。なお、個人・ファミリーを対象として特に意識して作成する。

《事業の概要》

	秋冬版	春夏版
掲載内容	観光地を周遊する楽しみ方等を紹介する特集ページ 観光施設等をお得に利用できる割引・特典クーポン 等	
規 格	A6版44ページ程度	
発行時期	平成31年9月	平成32年3月
発行部数	7万部	9万部

- (3) 教育旅行誘致促進事業 (継続) 10,739 (7,739)
- ア 教育旅行誘致活動事業【鳥取県補助事業】 5,200 (5,111)
教育旅行誘致コーディネーターを事務局本部に配置して、県内における農家民泊や体験メニュー等受入体制の充実に取り組むとともに、受入可能な規模を踏まえつつ、教育旅行の誘致活動を展開する。
- イ 教育旅行情報説明会開催事業【鳥取県補助事業】 300 (200)
旅行会社の教育旅行担当者や学校関係者を対象に、本県の教育旅行に係る最新情報を説明し、併せて、県内観光関係者と旅行会社との商談の場を設ける。
・開催時期：平成31年8月頃
・開催場所：大阪市内
・参加者：旅行会社の教育旅行担当者、学校関係者、県内観光関係者
・その他：説明会の翌日、送客実績のある旅行会社等へのキャラバンを行う。
- ウ 教育旅行現地視察会開催事業【鳥取県補助事業】 239 (428)
旅行会社の教育旅行担当者や学校関係者を本県に招き、視察会を実施する。
・対象者：旅行会社の教育旅行担当者、学校関係者
・招致人数：8名程度
・実施内容：農家民泊体験、農業体験、アクティビティー体験 等
- エ 教育旅行誘致支援補助事業【鳥取県補助事業】 5,000 (2,000)
教育旅行の誘致を促進するため、本県で宿泊を伴う教育旅行を実施する県外の学校に対して、その経費の一部を支援する。

《補助制度の概要》

- ・補助対象者：県外の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び高等専門学校から委託を受けた旅行会社
- ・主な交付要件：クラス単位以上で実施される旅行であること。
県内に1泊以上すること。
県内で1以上の体験メニューを実施すること。
- ・補助額：1人1泊につき1千円（上限額1学校当たり30万円）

- (4) 観光人材育成・顕彰事業 (継続) 900 (900)
- ア 観光まちづくり人材育成研修事業 500 (500)
 観光による地域づくりを担う人材を育成するため、会員を対象とした研修を実施する。本年度は、OTA関係者等によるインターネット・マーケティング研修会を予定。
 ・開催時期：平成31年秋頃
 ・開催場所：倉吉市内 (予定)
- イ 観光人材育成支援事業 300 (300)
 市町村観光協会等が実施する地域の観光に携わる人材を育成する事業に対して、支援する。
- 《支援制度の概要》
- ・支援対象者：市町村観光協会等の第2種会員
 - ・支援対象事業：地域の観光関係者や住民を対象とした研修会 等
 - ・支援額：支援対象事業に要する経費の2分の1 (上限額10万円。ただし、特に必要性が認められるものについては、20万円。)
- ウ 観光事業功労者及び優良従業員表彰 100 (100)
 長年にわたって本県の観光開発又は観光事業の推進に貢献しその功労が特に顕著な者 (観光事業功労者)、及び観光関係団体又は会員事業所に永年勤続し他の模範となると認められる者 (優良従業員) を表彰する。
- 《表彰制度の概要》
- ・主な表彰要件：(観光事業功労者) 観光関係事業に15年以上従事 (優良従業員) 同一事業所に15年以上勤務
 - ・被表彰者の決定：会員2名以上の推薦を受け、理事会で決定
 - ・表彰の方法：通常総会で表彰

2 誘客対策強化事業 公益目的事業2

- (1) 県外旅行会社対策事業 (継続) 15,500 (15,500)
 首都圏、中部地区、関西地区、中四国九州地区をそれぞれ担当する観光プロモーターを配置して、次の事業に取り組む。
- ア 販売促進活動事業 8,500 (8,500)
 各地域において、観光プロモーターが旅行会社の商品企画部門等を訪問し、本県の観光素材等をPRし、パンフレットの掲載量拡大、WEBページの掲出量拡大、新たな旅行商品の造成等に努める。
 また、会員からの依頼に応じて、訪問先の選定・日程調整を行い、会員に同行して県外旅行会社を訪問し、セールス活動を支援する。
- イ 観光情報説明会開催事業 3,000 (3,500)
 旅行商品の企画時期に合わせ、各地域の旅行会社を対象にして、本県の最新の観光情報を説明し、併せて、会員と旅行会社との商談の場を設ける。商品造成担当者の参加を促し、会員との商談を濃密なものとするため、年間1回程度を目安に意見交換会 (懇親会) を開催する。

《地域別開催計画》

地 域	中部地区	関西地区	中四国九州地区
開催場所	名古屋市内	大阪市内	広島市内
開催回数	1回	2回	2回
開催時期	5月	5月、8月	5月、9月

- ウ 旅行会社招致事業 4,000 (3,500)
各地域の旅行会社の商品造成担当者や法人営業担当者等を本県に招き、現地研修を実施する。

地 域	首 都 圏	中部地区	関西・中四国九州地区
対 象 者	商品造成担当者	商品造成担当者	法人営業担当者 店頭営業担当者等
招致人数	6名程度	8名程度	30名程度
日 程	2泊3日(6月中旬)	2泊3日(10月上旬)	1泊2日(オフシーズン)
内 容	鳥取県東部視察 ※平成30年度は、 中・西部を視察 (入・出)ANA鳥取 東京便	鳥取県中・西部視察	

- (2) 旅行商品支援事業(継続) 37,500 (45,500)

- ア バス旅行商品支援事業【鳥取県補助事業】 30,000 (38,000)

県外からバスを利用して本県を平日に周遊する旅行を実施する旅行会社に対して、バス代の一部を支援する。

《補助制度の概要》

		宿泊旅行	日帰り旅行
補助対象者		募集型企画旅行又は受注型企画旅行を実施する県外の旅行会社	
主 な 交 付 要 件	旅行日	宿泊日が、土曜日、及び休日の前日でないこと。	旅行日が、土曜日、日曜日、及び休日でないこと。
	旅行人数	20名以上	
	宿 泊	県内に1泊以上	—
	観光施設	2箇所以上利用	
	食事施設	1箇所以上利用	
補 助 額		バス1台当たり30千円	バス1台当たり 15千円
補助限度額		募集型企画旅行30万円 受注型企画旅行30万円 計60万円 ※	募集型企画旅行15万円 受注型企画旅行15万円 計30万円 ※

※1事業所は、宿泊旅行60万円、日帰り旅行30万円の併せて90万円の補助金を受けることができる。

- イ 旅行商品造成支援事業【鳥取県補助事業】 7,500 (7,500)

本県の旅行商品や観光素材の露出を高めるため、県外の旅行会社に対して、パンフレット作成、ホームページ掲載、店頭における販売促進活動等に要する経費の一部を支援する。

《補助制度の概要》

- ・補助対象者：県外の旅行会社
- ・補助対象事業：パンフレット製作、ホームページ掲載、モニターツアー費用等
- ・補 助 額：補助対象事業に要する経費の2分の1以内(上限50万円)

- (3) 緊急時観光振興対策措置事業(継続) 5,000 (0)

天災等観光事業に悪影響を与える事態が生じた際、影響を最小限にするため迅速に対応する。

3 誘客キャンペーン事業 **公益目的事業2**

- (1) 鳥取きなんせキャンペーン事業(拡充) 21,725 (18,000)

- ア 観光PRイベント開催・参画事業 12,000 (8,000)

県内外の自動車道整備や智頭急行開業25周年などの観光を取り巻く状況の変化に応じ、県外の商業施設や高速道路サービスエリア、観光関連イベント等で、観光PRを行う。

《主な事業》

- ・中国道SA(加西)、米子道SA(蒜山)での観光PR(年5回予定)
- ・マツダスタジアム広島での観光PR(年1回予定)
- ・鳥取県と連携したツーリズムエキスポ2019大阪への参画
- ・県外の旅行会社店舗での観光PR(年4回予定)
- ・県外の駅構内やショッピングセンター等での観光PR(年6回予定) 等

イ 蟹取県ウェルカニキャンペーン【鳥取県委託事業】 8,725 (9,000)
県と連携してカニの水揚量日本一である「蟹取県」をアピールすることにより、秋・冬季の本県への誘客を図る。

- ・実施期間：平成31年9月から平成32年2月まで
- ・実施内容：毎月抽選で100名に旬のカニをプレゼント

ウ ゆっくりしてごしない鳥取キャンペーン 1,000 (1,000)
本県への滞在を促進するため、首都圏以東の旅行者が本県に2泊以上宿泊する場合、県内で利用できる施設利用券を提供する。

《施設利用券の概要》

- ・発行旅行会社：ANA、日本旅行、近畿日本ツーリスト、H.I.S 等
- ・発行金額：1人1千円
- ・利用可能施設：鳥取県観光施設連絡協議会加盟施設、道の駅、農産物直売店 等

(2) 山陰デスティネーションキャンペーン事業(縮小) 2,000 (6,000)
山陰両県とJRが連携して開催する山陰DCのアフター・キャンペーンの開催を受けて、県や観光関係者と緊密に連携・協力し、旅行会社に対する観光PR等を実施し、本県への誘客を促進する。

- ・テーマ：Nostalgic San'in わすれがたき山陰
- ・実施期間：平成31年7月から9月まで

(3) 緊急時観光振興対策措置事業 5,000 (0)
天災等観光事業に悪影響を与える事態が生じた際、影響を最小限にするため迅速に対応する。

4 観光情報発信事業 公益目的事業2

(1) 観光情報発信強化事業(拡充) 25,861 (22,729)

ア 情報発信ツール刷新事業 7,500 (0)
作成から相当年数が経過している観光ガイドマップ、スマートフォンへの対応が必ずしも充分ではない観光ホームページの刷新、旅行会社への提供を前提とした県内観光スポットの優れた動画・画像フリー素材の収集等を検討する。

イ 観光情報発信事業 15,229 (22,729)
本県の観光魅力はもちろん、鳥取西道路の開通等による交通ネットワークの充実を、ホームページやSNS等を活用して県内外にアピールすることにより、本県への誘客を図る。

《主な事業》

- ・ホームページ(交通ネットワークの充実に係る特設ページの開設を含む。)やSNSを活用した情報発信
- ・(公社)日本観光振興協会「全国観るナビ」、JAFナビ等外部サイトへの情報提供
- ・鳥取県ガイドマップ「山陰鳥取」の作成(年間約50万部)
- ・マスコミや旅行会社向けの「観光ニュース」の発行(年12回程度)
- ・新聞や雑誌等の掲載枠を利用した情報発信
- ・旅行会社向けの観光素材集の作成(施設編5千部、食事編4千部) 等

ウ 山陰道・鳥取西道路開通プロモーション【鳥取県委託事業】 3,132 (0)
・山陰道・鳥取西道路の開通をPRする。

(2) とっとり観光親善大使活動事業(継続・臨時) 1,800 (1,400)
県内外で開催される観光イベントやキャンペーンにとっとり観光親善大使を派遣し、本県の観光PRを行う。2か年の任期満了につき、とっとり観光親善大使を選考・任命する。

《派遣対象》

- ・連盟が主催する観光情報説明会、観光PRイベント 等
- ・県等が実施する観光PRイベント 等

(3) 連盟推薦みやげ品PR事業(継続) 200 (200)
本県の観光みやげ品の品質向上を図り、観光振興につなげることを目的として、連盟推薦観光みやげ品を指定するとともに、推薦商品であることの周知を図る。

《制度の概要》

- ・指定基準：郷土色豊かであること。
意匠、品質、風味等が優れていること。
鳥取県観光みやげ品協議会の推薦を受けていること。等

- ・指定期間：2年
- ・指定方法：審査会を開催して指定する。（審査会は10月頃開催）

- (4) **フィルムコミッション事業【鳥取県委託事業】（継続）** 4,914 (4,914)
 映画やドラマ等のロケーションを本県へ誘致することにより、各種メディアによる情報発信につなげ、本県の認知度向上や誘客を図ることを目的に、ロケーション撮影が円滑に行われるよう、必要な支援を行う。（拡充の規模・内容等については、県で検討中）

《支援内容》

- ・ロケーション候補地の情報収集と情報提供
- ・エキストラなどの手配協力
- ・国、県、市町村、警察などへの必要な許可申請手続きの案内・協力
- ・宿泊施設、飲食店、弁当、各種資器材業者、ロケバス車両等の紹介
- ・ロケーションハンティング、ロケーション撮影の同行 等

《情報発信方法》

- ・ホームページの開設運営
- ・SNSによる支援作品の情報発信 等

- 5 緊急時観光振興対策措置事業（継続） 0 (0)
 3 誘客キャンペーン事業（（1）鳥取きなんせキャンペーン事業）5,000千円 及び
 4 観光情報発信事業（（1）観光情報発信強化事業）5,000千円に振り分けて計上

6 会員等との連携事業 **相互扶助等事業**

- (1) 他団体との連携事業（継続） 500 (500)
 県内の観光施設等で構成される鳥取県観光施設連絡協議会と連携し、各種誘客活動を実施する。

- (2) 地域別戦略会議開催事業（継続） 200 (200)
 県内の各地域が抱える課題について、地域の観光関係者と幅広く議論し、課題解決に向けた意見交換を実施し、誘客に向けた方策を検討する。
 平成31年度は、特に二次交通対策について、意見交換を実施し、年度内に関係機関と調整の上、具体的な取組へと結実させたい。
 ・開催回数：東部、中部、西部ごとに、それぞれ年2回
 ・開催時期：春、秋
 ・出席者：市町村観光協会、地域DMO等

- (3) 観光プロモーター派遣事業（新規） 300 (0)
 市町村単位等での要望に応じて、研修会の講師等に観光プロモーターを派遣する。

- (4) 事務局だより発行事業（新規） 0 (0)
 平成30年5月からほぼ毎月試行的に発行していた事務局だよりを事業として位置づけ、事業の実施状況を会員に報告するとともに、観光プロモーターが首都圏、中部地区、関西地区等で収集した市場動向を会員に対してフィードバックする。

7 収益事業 **収益事業**

- (1) 観光関連商品作成事業（継続） 1,000 (1,000)
 本県の観光PRに資する商品を作成し、販売する。観光名刺については、デザインを刷新する。また、独自財源を強化するため、どのような取組をすべきか検討する。

《作成物の概要》

品名	観光名刺	開運手ぬぐい
規格	・絵柄：鳥取砂丘、三徳山投入堂、大山等11種類 ・1箱100枚入り	・開運八社と所縁神社をデザインした手ぬぐい（布製） ・各神社のスタンプ押印欄付 ・35cm×45cm
数量	5,000箱	3,000枚
所要経費	600千円	400千円
販売見込み	1,500千円	1,000千円

（平成31年3月5日現在）